

[事案 25-12] 転換契約無効請求

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換時、不利益となる事実についての説明不十分のために、転換後契約の内容を誤認したとして、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 5 月に娘を被保険者として加入した終身保険の一部を、平成 21 年 10 月に利率変動型積立保険に契約転換した。以下の理由により、契約転換を無効にしてほしい。

- (1) 契約転換の際、次の事項等に関する募集人の説明が不十分であったために、転換後契約の内容を誤認した。
 - ① 終身保険の一部が無くなること。
 - ② 契約転換後の保険料合計額が転換前契約よりも高額になっていること。
 - ③ 契約転換の前後で予定利率が下がっていること。
- (2) 契約転換時、私は双極性障害の投薬治療中であり、判断能力が不十分であったために転換後契約の内容を誤認した。
- (3) 被保険者である私の娘に対する説明義務が履行されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は設計書を用いて、次の事項等を説明している。
 - ① 転換前契約の存続部分と転換後契約とを合わせて、終身保障として 1,000 万円、定期保障として 1,000 万円の死亡保障が備わっていること。
 - ② 定期保険特約を含む特約の保険料は 20 年後に大幅に上がること。
- (2) 一般の契約者の関心事は保障内容および保険料であって、予定利率が契約転換の申込みを左右する事情とは考えられず、要素の錯誤には当たらない。
- (3) 被保険者との面接は行われていないが、被保険者は申込書に署名捺印し告知も行っているため、本契約の申込みに同意している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人の主張を、転換後契約の内容を錯誤（民法 95 条）して申し込んだため、契約転換の無効を求めているものと判断する。
- (2) 以下のとおり、申立人には錯誤の成立が認められず、仮に錯誤が認められるとしても、契約転換の際に設計書を用いた説明がされており、申立人には重大な過失があったので、民法 95 条ただし書きにより、契約転換の無効を主張することはできない。

- ①設計書を用いて説明が行われたことが認められるが、設計書においては、転換前後の契約内容の比較が説明されており、そこでは、転換前契約を分割して一部を保障額1,000万円の終身保険とし、残りの一部を保障額1,000万円の定期保険特約等を内容とする利率変動型積立保険に転換することが分かり易く説明されている。
 - ②設計書の内容は、一般人であれば転換後契約への転換の概要が理解できる程度に分かり易い説明となっており、契約転換時の申立人の精神状態がこの設計書を見ても契約転換の概要を理解できない程度であったとの客観的証拠がない以上、転換前契約の終身保険の一部が無くなることを認識していなかったと認めることは困難である。
 - ③設計書には、転換前契約の保険料と、転換前契約の存続部分の保険料および転換後契約の保険料が明確に記載されており、契約転換後の合計保険料が転換前契約を上回ることを認識がなかったと認めることは困難である。
 - ④事情聴取において、募集人は設計書記載の予定利率について具体的に説明していない旨を述べているが、申立人は予定利率の変更についてとりわけ意識していなかったと認められることから、この点において錯誤していたとすることは困難である。
- (3)申立人は、被保険者である娘に対する説明義務が履行されていない旨主張するが、以下の理由から、この主張は認められない。
- ①契約当事者以外の者を被保険者とする保険契約の締結にあたって、被保険者に対して保険契約内容を説明する義務は無い。
 - ②事情聴取の結果によると、転換後契約の申込書に被保険者本人が署名捺印したこと、被保険者本人が告知したことが認められ、被保険者は契約転換についての同意をしていたと認めることができる。